

鴻巣市住宅リフォーム資金補助事業について

市では、市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、市民が、市内の施工業者（市内に主たる事業所を有する業者に限ります）を利用して、自己の居住する住宅リフォームを行う場合に、その経費の一部を補助します

補助率・補助限度額



税抜き工事費の5%に相当する額(千円未満切捨て)で、10万円を限度額とします

- ※ 補助対象経費は、見積り金額と工事金額のうち、低い方の金額とします
- ※ 補助金の交付は、一の住宅につき1回限りとします
ただし、当該住宅の所有者に変更があった場合は、この限りではありません
- ※ 世帯員に令和9年3月31日時点で65歳以上の方がいる世帯、又は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯は、補助額に一律で2万円を加算した額とします

申請できる人



- (1) 対象住宅（集合住宅の場合は専有部分）を所有し、その所在地に住民登録され、かつ居住していること
- (2) 市税の滞納がないこと など

補助対象工事



- (1) 工事費が20万円以上(消費税別)で、市内施工業者(市内に主たる事業所を有する業者に限ります)が行う住宅改修工事
- (2) 市のほかの助成制度による補助対象工事以外の工事
- (3) 補助申請後、交付決定を受けてから着工される工事 など
(補助金決定前にすでに着工されていたり、完了しているものは対象になりません)

注意：交付決定までに約2週間ほど要しますので、余裕をもってご申請ください

住宅改修工事

建物の内外装の修繕等、建物の増築及び間取りの変更、居室・浴室・玄関・台所・トイレ等の改良・改善など（造園・門扉・塀等の外構工事や車庫・倉庫の設置、エアコンの設置等の単なる備品設置工事は対象外です）

申請方法



令和8年4月1日（水）から以下の書類を持参のうえ建築住宅課（本庁舎2階）へ

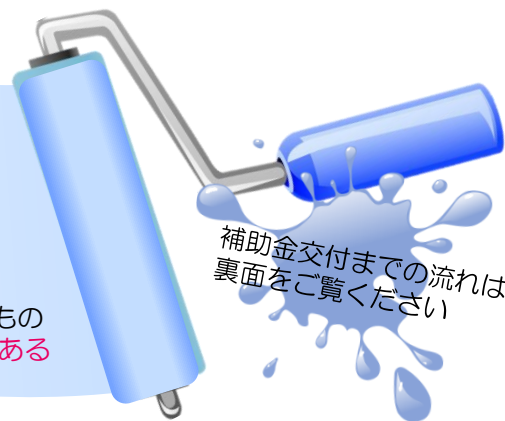
※ 申請額が予算額に到達した時点で受付を終了します

補助金申請に必要な書類

- (1) 鴻巣市住宅リフォーム資金補助金交付申請書
- (2) 住民票（世帯全員・続柄が記載されたもの・本籍地記載不要）の写し
- (3) 住宅の固定資産税(土地・家屋)の課税明細書の写し
- (4) 改修工事の見積書の写し
- (5) 設計図
- (6) 案内図（対象住宅の位置図）
- (7) 改修工事予定の現場写真
- (8) 完納証明書（収税対策課 新館2F）
申請する日から発行が1か月以内（申請日の前月同日以降）のもの
- (9) ●世帯員のいずれかが令和9年3月31日時点で65歳以上である場合
65歳以上であることが確認できる書類(住民票等)
●世帯員のいずれかが障がい者である場合
身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の原本を提示

※ 申請書は建築住宅課または鴻巣市ホームページにて配布します

<問い合わせ先> 鴻巣市都市建設部建築住宅課 住宅担当（☎048-541-1321）



住宅リフォーム資金補助金の申請から交付まで

